

福岡県環境保全に関する条例に基づく

開発の行為及び工場の設置に係る
許可申請（届出）の手引き

令和4年2月

福岡県環境部自然環境課

目 次

I 制 度 編 (届出・許可制度の概要)	
1. 環境への配慮の重要性	1
2. 主な用語等の定義	2
3. 開発の行為等の規制	5
4. 事前協議について	7
5. 他の法令等との関係	7
6. 開発の行為等における環境影響評価の実施	7
II 手 続 編	
1. 事前協議の手続	10
2. 届出 (通知) 及び許可申請 (協議) の手続	11
3. その他の手続	14
III 要 領 編 (開発の行為)	
1. 開発の行為 許可申請書 記載要領 (宅地の造成)	16
2. 提出書類の作成要領	21
IV 要 領 編 (工場の設置)	
1. 工場の設置許可申請書 記載要領	23
2. 提出書類の作成要領	25
V 様 式 編	
1. 届出・許可申請様式	29
2. 変更届出様式	46
3. 各種報告様式	47
VI 参考資料	
福岡県環境保全に関する条例 (抜粋)	50
福岡県環境保全に関する条例施行規則 (抜粋)	51

I 制度編（届出・許可制度の概要）

1. 環境への配慮の重要性

福岡県内では、各種の開発事業や行政計画に基づく施策が実施されております。このような開発事業の推進は、県内の社会・経済の発展のためには不可欠ですが、その一方で環境への影響も懸念されます。福岡県の豊かな環境を守り、育て、次の世代へと継承していくためには、開発を行う際の環境への影響を最小限に留めるよう配慮することが必要です。

そのためには、開発事業について個別に環境配慮を行う必要があります。開発事業に係る環境配慮とは、原則として全ての事業に環境への配慮を適切に織り込んで可能な限り環境への影響を低減しようとするものです。また、事業計画の早期の段階から行う必要があります。

本県においては、福岡県環境保全に関する条例（昭和 47 年福岡県条例第 28 号。以下「保全条例」という。）に基づき、一定規模以上の宅地の造成その他の開発の行為について届出制とし、事業者に対して自然環境の適正な保全への配慮を求め、必要な助言又は勧告を行っています。

また、一定規模以上の工場の設置又は住宅地の造成その他の開発の行為については許可制とし、自然環境及び生活環境の保全に著しい影響を及ぼすおそれのない場合に許可しています。

なお、ゴルフ場の造成については、自然環境の保全、災害の防止及び水資源の確保等の面から開発事業に対する環境保全対策要綱（以下「保全要綱」という。）により、ぼた山等の不良地を再生利用する場合、又はゴルフ場未設置の過疎市町村でその建設計画が国土利用計画に位置付けられた場合等を除いて、原則として新規開発を抑制しています。

2. 主な用語等の定義

◎国等（保全条例第 16 条第 9 項第 2 号、施行規則第 13 条）

国、地方公共団体、港湾法に基づき設立された港務局、地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)中小企業基盤整備機構、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独)労働者健康安全機構、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独)水資源機構、(独)環境再生保全機構、(独)都市再生機構

◎開発の行為（保全条例第 25 条、第 28 条）

土地の区画形質を変更することをいい、「区画の変更」、「形の変更」、「質の変更」のいずれかに該当する場合をいう。

「区画の変更」とは、道路、水路、公園等の新設又は廃止等により、実質的に土地を分割又は統合する場合をいう。したがって、登記上の分筆又は合筆による形式的な土地の分割又は統合、塀や柵の設置又は除去により単に敷地を分割又は統合する行為などは、区画の変更に該当しない。

「形の変更」とは、高さ 50cm 以上の切土や盛土を含む一体的な造成工事により、土地の形状を変更する場合をいう。

「質の変更」とは、農地、山林、池沼等の宅地以外の土地を宅地として利用するなど、土地の有する性質を変更する場合をいう。

◎宅地（保全条例第 25 条、第 28 条）

主として建築物の建築の用に供する一団の土地をいい、土地の地目に関わらず、建築物の敷地として現に使われている土地、又は将来的に建築物の敷地として使われる予定の土地をいう。

◎ゴルフ場（施行規則第 28 条、施行規則別表第 1）

ゴルフ競技を行うための施設（ゴルフ場に附帯する施設を含む。）であって、次の①又は②に該当するものをいう。ただし、河川敷に設置されるものを除く。

- ① ホール数が 18 ホール以上、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が 100m 以上の施設。
- ② 18 ホール未満のものであっても、ホール数が 9 ホール以上あり、かつホールの平均距離が概ね 150m 以上の施設。

◎**スポーツ・レクリエーション施設**（施行規則別表第1）

野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、スキー場その他これらに類する施設をいう。

「その他これらに類する施設」としては、次のものが考えられる。

スポーツ施設…スケートリンク、クレー射撃場、乗馬クラブ、フィールドアスレチック場、ゴルフ練習場など

レクリエーション施設…運動公園、テーマパーク、野外活動センター、多目的広場など

◎**墓園**（施行規則別表第1）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第4項に規定する墳墓（死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設）の集合を包括する一団の土地をいう。

◎**造成**（保全条例第25条、第28条）

目的以外の土地を目的の土地にするため又は目的の土地において行う土地の形状を変更することをいう。

◎**開発区域**（施行規則第28条、施行規則別表第1）

土地の利用目的、物理的形狀等から見て一体的な開発の行為を行う区域をいい、造成を行う場所及びその施工に伴い設けられる残土置き場、資材置き場、通路、災害の防止上必要とされる場所、その他施工のために必要な場所等を合わせたものをいう。

なお、既に開発した区域（届出・許可の有無に関わらない。以下同じ。）において造成を行う場合は、新たに「区画の変更」、「形の変更」及び「質の変更」をする場所及びその施工のために必要な場所等を合わせたものをいう。

ただし、同一人が既に開発した区域に隣接して同一目的で土地を造成する場合においては、既に開発した土地の工事の完了から5年経過していないものは、既に開発した区域と新たに開発を行う区域を合わせるものとする。

◎**工場**（保全条例第28条）

継続的に一定の業務としての物の製造又は加工のために使用される施設をいう。

◎**水面**（施行規則第28条、施行規則別表第1）

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面をいい、河、海、湖、沼、その他公共の用に供する水流又は水面で、国の所有に属するものをいう。

◎土石（施行規則別表第1）

土、砂利（砂及び玉石を含む）及び採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石（花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石）をいう。

◎採取区域（施行規則別表第1）

土石の採取の用に供する場所及びこれと一体として設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石の採取その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予測される災害の防止上必要とされる場所とを合わせた場所をいう。

◎鉱物（施行規則別表第1）

鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゅう積鉱床をなす金属鉱をいう。）をいう。

◎掘採区域（施行規則別表第1）

鉱物の掘採の用に供する場所及びこれと一体として設けられる掘採した鉱物の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、鉱物の掘採その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は鉱物の掘採その他の作業に伴って生ずることが予測される災害の防止上必要とされる場所とを合わせた場所をいう。

◎行為に着手（保全条例第25条）

土地の区画形質の変更のために行う土工事（根切り、すきとり、敷き均し等）及び樹木の伐採をいい、仮囲い、仮設工、養生等の当該開発の行為に係る全ての仮設工事への着手を含む。

なお、開発の行為に先立つ地耐力試験、地盤調査等における部分的掘削は着手にあたらぬ。

3. 開発の行為等の規制

福岡県は、環境を適正に保全するため、保全条例において一定規模以上の工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為を規制しています。

◎開発の行為の届出（保全条例第 25 条）

次の開発の行為をしようとするときは、その行為に着手する 30 日前までに、知事に届出をしなければなりません。

(1) 区域 --- 福岡県全域。

ただし、次の区域を除きます。（それらの区域は、それぞれの法令により別の規制がかかっていますので、ご注意ください。）

- 自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の区域
（自然公園法第 2 条第 1 号）
- 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第 14 条第 1 項）
- 自然環境保全地域（自然環境保全法第 22 条第 1 項）
- 自然環境保全地域（保全条例第 13 条）

(2) 種類・規模（施行規則第 23 条、施行規則別表第 1）

	開発の行為の種類	規 模
1	宅地の造成（注1）	開発区域の面積が3ha以上
2	水面の埋立て	埋立ての面積が3ha以上
3	土石の採取	採取区域の面積が3ha以上
4	鉱物の掘採（注2）	掘採区域の面積が3ha以上
5	ゴルフ場の造成（注3）	開発区域の面積が3ha以上
6	スポーツ・レクリエーション施設用地の造成	開発区域の面積が3ha以上
7	墓園の造成	開発区域の面積が3ha以上

（注 1）：3ha 以上の住宅地の造成であって、開発区域に標高 100m 以上の土地を含む場合にあっては、知事の許可が必要です。

（注 2）：掘採の方法は、露天掘りの方法によるものに限りません。

（注 3）：ゴルフ場の造成については、「保全要綱」により、原則として新規開発を抑制しています。

◎開発の行為の通知（保全条例第 26 条、施行規則第 13 条）

国等は、届出を要する行為をしようとするときは、その行為に着手する 30 日前までに知事にその旨を通知しなければなりません。

◎工場の設置又は開発の行為の許可（保全条例第 28 条）

次の工場の設置又は開発の行為をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければなりません。

- (1) 区域 --- 福岡県全域。（除外区域はありません）
 (2) 種類・規模（施行規則第 28 条）

	開発の行為等の種類	規 模 等
1	いおう酸化物発生施設を設置する工場の設置	イ.いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量（注1）が10m ³ 以上である工場 ロ.いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量（注1）が増加し、10m ³ 以上となる工場
2	右に掲げる工場の設置（注2）	イ.一日の通常の排出水の量が300m ³ 以上である工場 ロ.一日の通常の排出水の量が増加し、300m ³ 以上となる工場
3	宅地の造成（住宅の用途に供する土地造成に限る）	開発区域の面積が5ha（標高100m以上の土地を含む場合にあつては、3ha）以上 ※同一人が、既に造成した宅地に隣接して宅地を造成する場合は、開発した区域と新たに開発しようとする区域の面積の合計が5ha（標高100m以上の土地を含む場合にあつては、3ha）以上となる場合を含む
4	水面の埋立て	埋立ての面積が100ha以上
5	ゴルフ場の造成（注3）	開発区域の面積が3ha以上

（注1）：「いおう酸化物の量」は、1時間当たりの最大量を温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算したものをいいます。

（注2）：瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域に含まれる福岡県の区域において同項に規定する特定施設を設置する工場を除きます。
 なお、「排出水の量」とは、公共用水域に排出する水量を指し、公共下水道に排出する水量は含みません。

（注3）：ゴルフ場の造成については、「保全要綱」により、原則として新規開発を抑制しています。

◎開発の行為等の協議（保全条例第 29 条、施行規則第 13 条）

国等が行う行為については、許可を受けることは要しませんが、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければなりません。

4. 事前協議について（施行規則第 31 条）

宅地の造成（住宅の用途に供する土地造成に限る。）又はゴルフ場の造成の許可を受けようとする者は、当該許可の申請をする前にあらかじめ、その開発の行為について知事に協議を行うことができます。

この協議は、事業者が関係法令を所管する県庁内各課を個別に訪問する手間を省くために、関係者を集めて説明会を行い、当該開発の行為が内包する問題点、保全条例以外の関係法令によって必要となる手続、調整に要する期間等を概括的に把握することができ、事業計画立案の早期の段階で、各法令で配慮を求められる項目を織り込むことが可能になります。

5. 他の法令等との関係

土地の利用に当たっては、保全条例に基づく届出・許可申請の手続をはじめ、開発の行為等に関係する様々な法律の規制があります。

保全条例に基づく届出・許可申請の手続を行うにあたっては、関係する他の法令等の必要な手続を行って下さい。

なお、土地の利用に関係する法令については、「土地利用規制法令に基づく主要規制一覧（福岡県作成）」により確認することができます。

6. 開発の行為等における環境影響評価の実施

保全条例に基づく宅地の造成その他の開発の行為の届出、工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為の許可申請を行う際は、施行規則により「自然環境の保全対策について記載した書類」、「生活環境の保全対策について記載した書類」又は「自然環境の保全対策及び生活環境の保全対策について記載した書類」が必要です。

この書類は、開発の行為等が環境に及ぼす影響を事業者が自ら調査、予測及び評価を行い、それぞれの環境の保全のために必要な対策の検討をした結果（以下「環境影響評価」という。）を記載したものです。

作成にあたっては、福岡県環境保全対策技術指針（以下「技術指針」という。）を参考としますが、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は福岡県環境影響評価条例（平成 10 年福岡県条例第 39 号）の対象事業（次頁参照）で、当該法令等に基づき環境影響評価を行っている場合は、その結果を添付しても構いません。

環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例の対象事業

対象事業	法対象事業（注1）		条例対象事業 （注2）
	第一種事業	第二種事業	
1 道路 高速自動車道 一般国道 林道	すべて 4車線10km以上 幅員6.5m 20km以上	— 4車線7.5km以上 幅員6.5m 15km以上	— 4車線5km以上 2車線10km以上
2 ダム	100ha以上	75ha以上	50ha以上
3 鉄道 新幹線鉄道 普通鉄道 軌道	すべて 10km以上 10km以上	— 7.5km以上 7.5km以上	— 5km以上 5km以上
4 飛行場	2,500m以上	1,875m以上	1,250m以上
5 発電所 水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所 太陽電池発電所 風力発電所	3万kW以上 15万kW以上 1万kW以上 すべて 4万kW以上 5万kW以上	2.25万kW以上 11.25万kW以上 0.75万kW以上 — 3万kW以上 3.75万kW以上	1.5万kW以上 7.5万kW以上 — — 50ha以上 0.5万kW以上
6 廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上	15ha
7 埋立及び干拓	50ha 超	40ha以上	25ha
8 土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上	宅地の造成 (民間開発を含む) 50ha以上
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha 以上	
10 工業団地造成事業	100ha 以上	75ha以上	
11 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上	
12 流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha以上	
13 宅地の造成事業 都市再生機構等	100ha 以上	75ha以上	
○ 港湾計画	300ha以上		150ha以上
① ゴルフ場の造成		—	30ha 以上
② スポーツ・レクリエーション施設 用地の造成		—	50ha 以上
③ 墓園の造成		—	50ha以上
④ 土石の採取		—	50ha以上
⑤ 鉱物の掘採		—	50ha 以上
⑥ 下水道終末処理場		—	計画人口 15万人以上
⑦ 工場・事業場		—	排水： 5,000m ³ /日以上 排ガス： 15 万Nm ³ /時以上
⑧ 県道・市町村道		—	4車線5km以上

注1 法対象事業 環境影響評価法に基づき環境影響評価を実施しなければならない事業

・第一種事業：法に基づく環境影響評価を実施しなければならない事業

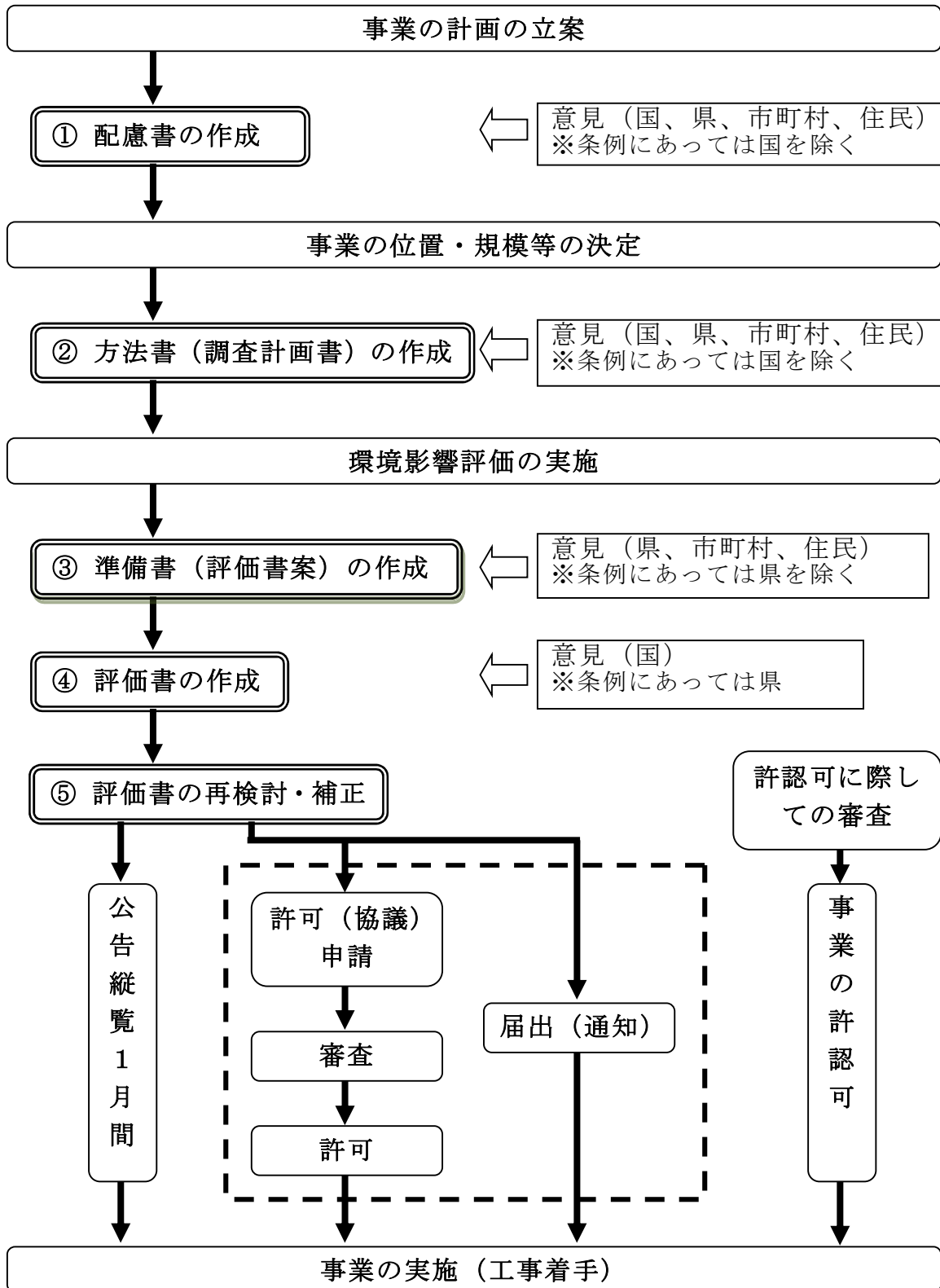
・第二種事業：法に基づく環境影響評価の実施が必要かどうかを個別に判断する事業

注2 条例対象事業 福岡県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施しなければならない事業

・法及び市町村の環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施する事業は対象外

環境影響評価法、環境影響評価条例と保全条例の関係

< 環境影響評価法（福岡県環境影響評価条例）の手続き >



※ [] 内は保全条例に基づく手続きを示す

Ⅱ 手 続 編

1. 事前協議の手續

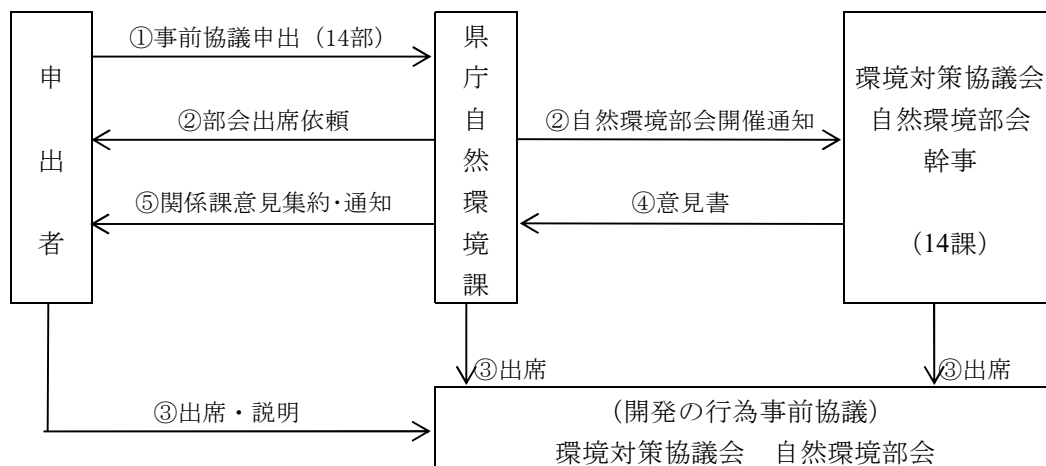


Fig-1 開発の行為事前協議申出手続図

◎提出先

受付：県庁環境部自然環境課（環境影響審査係）へ提出してください。

◎提出部数

14部（A4版、図面もA4サイズに申請折りで綴じる）提出してください。

◎係員が別に指示する場合はその部数とすること。

◎協議に必要な書類

- (ア) 開発の行為事前協議申出書（P.29～）
- (イ) 開発の行為 計画概要書（P.31～）
- (ウ) 位置図
- (エ) 現況図
- (オ) 現況写真
- (カ) 土地利用計画図

2. 届出（通知）及び許可申請（協議）の手続

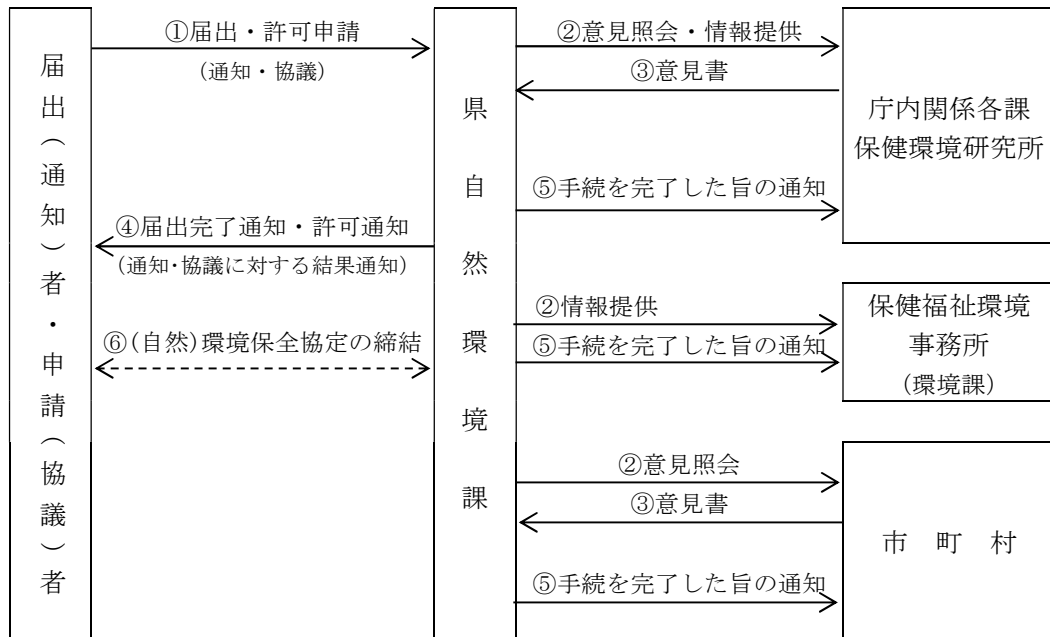


Fig-2 開発の行為届出・許可手続図

◎提出先

受付：県庁環境部自然環境課（環境影響審査係）へ提出してください。

◎提出部数

		北九州市、福岡市、久留米市内	左記以外の地域
届出（通知）		3部	4部
許可（協議）	宅地（住宅地）の造成、水面の埋立て、ゴルフ場の造成	4部	5部
	工場の設置	5部	6部

※ A4版、図面もA4サイズに申請折りで綴じて提出してください。

※ 係員が別に指示する場合はその部数としてください。

◎提出に必要な書類（P.13 参照）

【届出（通知）】

	必要書類	具体の書類名	縮尺
1	届出書（P.33～、P.35～、P.37～）	開発の行為届出（通知）書	—
2	行為地の位置を明らかにした地形図	位置図	1/50,000以上
3	行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真	現況植生図	1/5,000以上
		行為地及び付近の写真	—
4	開発の行為の内容を明らかにした平面図	土地利用計画図	1/3,000以上
5	開発の行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした図面	造成計画平面図	1/3,000以上
		造成計画縦横断面図	1/500以上
		植生復元図	1/3,000以上
6	自然環境の保全対策について記載した書類	環境影響評価書	—

7	その他知事が必要と認める図面及び書類	雨水排水平面図	1/3,000以上
		汚水排水平面図	
		給水計画平面図	
		立木伐採計画図	

【許可申請（協議）】

◆宅地（住宅地）の造成、水面の埋立て、ゴルフ場の造成

	必要書類	具体の書類名	縮尺
1	許可申請書（P.39～、P.41～）	開発の行為許可申請（協議）書	—
2	行為地の位置を明らかにした地形図	位置図	1/50,000以上
3	行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真	現況植生図	1/5,000以上
		行為地及び付近の写真	—
4	開発の行為の内容を明らかにした平面図	土地利用計画図	1/3,000以上
5	開発の行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした図面	造成計画平面図	1/3,000以上
		造成計画縦横断面図	1/500以上
		植生復元図	1/3,000以上
6	自然環境の保全対策及び生活環境の保全対策について記載した書類	環境影響評価書	—
7	その他知事が必要と認める図面及び書類	雨水排水平面図	1/3,000以上
		汚水排水平面図	
		給水計画平面図	
		立木伐採計画図	

◆いおう酸化物発生施設を設置する工場

	必要書類	具体の書類名	縮尺
1	許可申請書（P.43～）	工場の設置許可申請（協議）書	—
2	工場の位置図	←	指定無し
3	いおう酸化物発生施設の配置図	←	指定無し
4	いおう酸化物発生施設の構造図	←	指定無し
5	いおう酸化物の処理システムの概要図	←	指定無し
6	生活環境の保全対策（工場の設置又は開発の行為をする者が行う生活環境の保全のための措置）について記載した書類	環境影響評価書	—
7	その他知事が必要と認める図面及び書類	工場周辺の見取図	指定無し
		行為地及び付近の写真	—

◆一定量の排水がある工場

	必要書類	具体の書類名	縮尺
1	許可申請書（P.43～）	工場の設置許可申請（協議）書	—
2	操業の概要書	←	指定無し
3	用途別用水量を明らかにした書類	←	指定無し
4	主要機械及び主要装置の配置図	←	指定無し
5	操業のシステムの概要図	←	指定無し
6	汚水等の処理のシステムの概要図	←	指定無し
7	汚水等処理施設の設計計算書及び設計図	←	—
8	排水量の計算書及び測定方法を明らかにした書類	←	—
9	用水及び排水のシステムを示す図面	←	指定無し
10	工場周辺の見取図	←	指定無し
11	生活環境の保全対策について記載した書類	環境影響評価書	—
12	その他知事が必要と認める図面及び書類	工場の位置図	指定無し
		行為地及び付近の写真	—

届出（通知）・許可（協議）申請に係る提出図書の一覧表

●：様式あり

種 別 申請図書 (添付書類を含む)	届出（通知）	許可（協議）		
	宅地の造成 その他の 開発の行為	宅地の造成 その他の 開発の行為	工場の設置 (いおう酸 化物)	工場の設置 (排水水)
開発の行為届出（通知）書	●			
開発の行為許可申請（協議）書		●		
工場の設置許可申請（協議）書			●	●
位置図	○	○		
現況植生図	○	○		
行為地及び付近の写真	○	○	○	○
土地利用計画図	○	○		
植生復元図	○	○		
自然環境の保全対策を記載した書類	○	○		
生活環境の保全対策を記載した書類		○	○	○
造成計画平面図	○	○		
造成計画縦横断面図	○	○		
雨水排水平面図	○	○		
汚水排水平面図	○	○		
給水計画平面図	○	○		
立木伐採計画図	○（注1）	○（注1）		
工場の位置図			○	○
いおう酸化物発生施設の配置図			○	
いおう酸化物発生施設の構造図			○	
いおう酸化物処理系等の概要図			○	
操業の概要書				○
用途別用水量を明らかにした書類				○
主要機械及び主要装置の配置図				○
操業の系統の概要図				○
汚水等の処理の系統の概要図				○
汚水等処理施設の設計計算書及び設計図				○
排水量の計算書及び測定方法を明らかにした書類				○
用水及び排水の系統を示す図面				○
工場周辺の見取図（注2）			○	○
その他知事が必要と認める図面及び書類	○	○	○	○

注1：開発の行為のうち、水面の埋立てについては添付不要。

注2：工場全体のレイアウト及び工場周辺を示した図面

3. その他の手続

◎自然環境保全協定（保全条例第27条、施行規則第24条）

県では、5ha以上の宅地の造成その他の開発の行為（水面の埋立て、土石の採取、鉱物の掘採、ゴルフ場の造成、スポーツ・レクリエーション施設用地の造成、墓園の造成）をしようとする者と、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結するように努めています。

◎環境保全協定（保全要綱 第6第4項）

県では、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、保全要綱に基づき、環境保全協定を締結することとしています。

(1) 保全条例に基づく開発の行為の許可を行う場合

(2) 工場の設置者との間に、地域住民の健康を守り快適な生活環境の保全を図る必要がある場合

◎氏名等変更届出書（施行規則第26条の2、同第34条：様式第1号）（P.46～）

[届出の場合]

当該届出に係る開発の行為を終了するまでの間に、下記の事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、その旨を届け出なければいけません。

(1) 住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）

(2) 行為地の名称若しくは地番

[許可申請の場合]

当該開発の行為を終了するまでに、下記の事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、その旨を届け出なければいけません。

(1) 住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）

(2) 工場の名称若しくは所在地

(3) 行為地の名称若しくは地番

◎軽微な変更（保全条例第28条第4項、施行規則第33条）

保全条例第28条第1項の許可に係る行為に変更がある場合、同条第4項に基づき許可を受け直す必要があります。

ただし、次に掲げる軽微な変更該当する場合は、その必要はありません。

[いおう酸化物発生施設を設置する工場]

1	業種	の変更を伴わない変更
2	いおう酸化物発生施設の種類	
3	〃 の構造	
4	〃 の使用の方法	
5	いおう酸化物の処理の方法	
6	いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量	
7	いおう酸化物発生装置の増設及び上記2号～6号の変更を伴う変更であって、大気中に排出されるいおう酸化物の量の増加が3m ³ に満たないもの	

[一定量の排水がある工場]

1	業種	の変更を伴わない変更
2	製造施設の使用の方法	
3	汚水又は廃液の処理の方法	
4	排水の汚染状態	
5	排水の量	
6	上記2号～5号の変更を伴う変更であって、一日の通常の排水の量の増加が100m ³ に満たないもの	

[宅地（住宅地）の造成・水面の埋立て・ゴルフ場の造成]

1	開発の行為の種類	の変更を伴わない変更
2	開発の行為の方法	
3	開発の行為が自然環境及び生活環境に及ぼす影響	
4	自然環境の保全対策、生活環境の保全対策及び植樹等の自然の回復策	
5	環境への負荷が増加しないことが明らかであると認められる変更	

◎工事着手報告書（環境保全協定：別添様式1）（P.47～）

環境保全協定を締結した開発の行為に係る工事に着手した場合は、速やかに工事着手報告書に必要事項を記載して提出してください。

◎施工状況報告書（環境保全協定：別添様式2）（P.48～）

環境保全協定を締結した開発の行為に係る工事において、防災工事完了時及び別途指示する時期に施工状況報告書を提出してください。

◎工事完了報告書（環境保全協定：別添様式3）（P.49～）

環境保全協定を締結した開発の行為に係る工事が完了した場合は、工事完了報告書を提出してください。

Ⅲ 要 領 編 (開発の行為)

1. 開発の行為 許可申請書 記載要領 (宅地の造成)

◎ 申請者の住所及び氏名

申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載してください。

1 開発の行為の種類

住宅団地の名称又は開発事業の名称等が決まっていれば、カッコ内に記載してください。

2 行為地の名称及び地番

開発の行為を行う範囲の地名地番を記載してください。筆数が多くて欄内に記載しきれない場合は、代表地番を記載し「外〇〇筆」としてください。

3 行為地及び付近の状況

表内に必要な面積及び区域内の最高高さ(標高)を整数で記載してください。また、保存すべき樹木等の有無(有の場合は、その内容も含む。)を表の下部に記載してください。

(1) 植生自然度区分面積

別表「植生自然度区分基準」に従い、行為地の現況を区分し、各区分に相当する面積を記載してください。計が開発区域の規模になります。

(2) 地目別面積

登記簿上の地目別面積を記載してください。登記簿面積が実面積と異なる場合は、次によってください。

① 各地目別の実面積が分かっている場合は、実面積を記載し、登記簿面積を下段にカッコ書きしてください。

② 各地目別の実面積が分からない場合は、次によってください。

ア 登記簿面積の合計と区域面積の違いが軽微な場合は、その他の地目の面積で調整し、合計を開発区域の規模と合わせてください。

イ 登記簿面積の合計と区域面積の違いが軽微でない場合は、空欄に(測量増減)として記載し、合計が合うよう調整してください。

(3) 土地利用計画別面積

各種法令に基づく地域指定を受けている面積をそれぞれ記載してください。

① 都市計画

都市計画法に基づく各区域分面積を記載してください。

② 農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用地区域の面積を記載してください。

③ 森林域

森林法に基づく各区域面積を記載してください。

- ④ 自然公園
自然公園法に基づく各区域面積を記載してください。
- ⑤ 自然保全地域
福岡県環境保全に関する条例に基づく自然環境保全地域の面積を記載してください。

4 開発の行為の必要性（計画概要）

開発の行為の必要性の観点から、事業の目的、行為地の位置、行為地及び周辺の状況及び設計の内容等計画の概要を記載してください。

開発の行為（事業）の実施は、社会・経済の発展のためには必要なものですが、一方で環境への影響が懸念されます。保全条例第2条の「何人も、自然環境及び良好な生活環境が現在及び将来における県民の健康で文化的な生活の享受のために欠くことのできないものであることを認識し、その適正な保全が行われるようにそれぞれの立場において努めなければならない。」との基本責務に関する規定にのっとり、開発位置の選定、開発範囲及び方法の検討等事業の企画立案にあたっては、環境に充分配慮してください。

5 土地利用計画

開発計画に基づき、開発の行為の完了後の土地利用について、次の区分により、その面積を整数で、割合を小数点以下1桁で記載してください。

① 建築物敷地

建築物の敷地となる部分について、住宅用地とそれ以外に分けて記載してください。

なお、宅地区画数、平均宅地区画面積及び開発区域の面積を備考欄に記載してください。

② 公園緑地

公園又は緑地となる部分について、公園用地、既存緑地（現況の緑地を扱わずに保全する部分で、部分的に択伐等の工事を行うが、面的に樹木を保全する部分を含む。）、造成緑地（切土又は盛土の造成工事を行った後、植樹等により緑化する部分。ただし、建築物の敷地内又は公園用地内におけるもの及び道路敷地内の街路樹部分は除く。）に分けて記載してください。

なお、公園用地内で暗渠として調整池の機能を併せ持たせる場合は、公園緑地欄に、開渠として調整池を設ける場合は、水面欄に調整池の面積を記載してください。

③ 道路

道路又は通路の用地部分を記載してください。ただし、道路用地として管理される予定の部分でも、大きな緑化法面等、面的に広がりのある緑地部分については、緑地として記載してください。

④ 水面

河川、水路、池等の開放水面面積を記載してください。

なお、調整池については原則水面とし、公園等他の用途と併用する場合は、通常利用する用途の区分によってください。この場合、備考欄で説明してください。

⑤ その他

上記①～④以外の部分の合計を記載し、その内容（面積内訳は不要）を備考欄に記載してください。

6 開発の行為の方法

開発の行為の計画の内容について、表内に面積等必要な事項を記載してください。

① 切土、開削、盛土面積

切土、開削又は盛土を行う面積をそれぞれ記載し、その合計面積及び開発区域の面積に対する割合を記載してください。

なお、切土、開削と盛土とを併せて行う部分については、現況地盤からの切り下げ又は盛り上げによってどちらかに区分してください。

② 土量について

切土、開削又は盛土を行う計画土量をそれぞれ記載し、土砂の搬出又は搬入を予定している場合は、搬出・搬入の該当するものを○で囲み、その土量を記載してください。

③ 木竹の伐採

開発前の現況において、面的に木竹が生育し、一団の樹林地となっている部分の面積を現況樹林地欄に記載し、そのうち、開発に伴い伐採する面積を伐採面積欄に記載してください。

なお、択伐等、部分的に伐採を行うが、面的に樹林地状の状態で保全される部分については、伐採面積に含めないでください。

④ 給水計画

上水道、井戸、専用水道の区分のうち該当するものを○で囲み、計画給水量を記載してください。

また、上水道については、給水主体（〇〇市・〇〇町上水道）を記載してください。

⑤ 排水計画

雨水及び汚水について、排水経路その他必要事項を各欄に記載してください。

7 開発の行為の着手及び完了の予定日

開発行為に係る工事に着手しようとする予定の日付及び工事を完了する予定の日付をそれぞれ記載してください。

なお、着手予定の日について、特定の予定日がなく、許可を受けて直ちに又は一定の準備期間を経て着手する予定の場合は、「許可日」又は「許可後〇〇日（〇〇か月）」と記載してください。

8 開発の行為が自然環境及び生活環境に及ぼす影響

「別紙（環境影響評価書）のとおり」と記載してください。

9 自然環境、生活環境の保全対策及び植樹等の自然の回復策

「別紙（環境影響評価書）のとおり」と記載してください。

10 届け出た開発の行為の計画又はその概要を作成する際に、当該計画又はその概要と比較検討するために作成し、又は作成しようとした開発の行為の計画又はその概要の有無
事業計画にあたって、事業用地の選定、事業規模及び内容の検討等の企画段階において比較検討した代替案、又は環境の保全対策について比較検討を行った代替案の有無について記載してください。なお、比較検討案がある場合は、その概要が分かる資料を添付してください。

11 関連法令による手続の進捗状況

開発の行為の実施のために必要となる関連法令（都市計画法、森林法、農地法等）に係る手続の進捗状況について記載してください。なお、施行規則第31条の規定に基づく事前協議の手続に関しては、この欄に申請及び終了の日付を記載してください。

<別表>

植生自然度区分基準

植生自然度		区分基準
10	自然草原	自然草原・湿原等自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区（9、10は自然度の高さにおいて同じランク）
8	二次林 （自然林に近いもの）	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原 （背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原 （背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原
3	農耕地 （樹園地）	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	農耕地 （水田、畑地）	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地	市街地、造成地等の植生の殆ど存在しない地区
その他	自然裸地、開放水域、不明	自然裸地、開放水域等の上記植生区分のいずれにも該当しない地区

2. 提出書類の作成要領

	図面名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	位置図	1/50,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 3. 行為地周辺の施設等の位置、名称（駅、公共建物、河川、湖沼等） 4. 行為地内において排出される雨水・汚水の排水経路を流出河川等まで明示する 	行為地の位置を明らかにした地形図
2	現況植生図	1/5,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 3. 行為地内の植生を調査し、色分けして記載（申請書に記載した植生自然度区分面積と整合していること） 4. 代表的又は保存すべき樹木、植物等が判明していれば明示する 	行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図
3	現況写真		<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地の植生の状況が把握できる程度のもの 2. 撮影位置、撮影方向を現況図に記載 3. 航空写真の場合は、開発区域を写真中に記載 	行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真
4	土地利用計画図	1/3,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 3. 工区界 4. 申請書の土地利用計画と整合するよう用地毎に分類し、着色する 5. 凡例記載 	開発の行為の内容を明らかにした平面図
5	植生復元図	1/3,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 3. 公園、法面種子吹付け、植林、道路植栽等による植生の復元計画を明示し着色する 	開発の行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした図面

6	造成計画 平面図	1/3,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 3. 工区界 4. 切土又は盛土及び表土復元部分 色分け 5. 公園・緑地その他の公共用の空地の位置、形状 6. 道路の位置 7. 遊水池（調整池）の位置、形状 8. 縦横断線の位置及び記号 9. 凡例記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・切土部分は黄色 ・盛土部分は緑色 ・表土復元部は桃色
7	造成計画 縦横断面図	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 縦横断面線記号 2. 行為地境界位置 3. 現地地盤面及び計画地盤面 4. 切土・盛土・表土復元の色別 5. がけ・擁壁・道路の位置 6. 法面の位置、形状、勾配及び保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況線は細く、計画線は太く表示のこと。 ・切土部分は黄色、盛土部分は緑色、表土復元部は桃色の各々淡色で色別すること。 ・行為地境界付近に図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。
8	雨水排水 平面図	1/3,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 3. 雨水排水経路及び方向を流出河川等まで明示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水経路を明らかにした図面
9	汚水排水 平面図	1/3,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 3. 汚水排水経路及び方向を公共下水道の場合は既設下水管まで、合併処理浄化槽設置の場合は流出河川までを明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水の排水経路を明らかにした図面
10	立木伐採 計画図	1/3,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2の概況図面に記入しても可
11	給水計画 平面図	1/3,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 行為地の位置（朱書き） 3. 給水管の断面寸法及び既設、新設を明示すること 	

IV 要 領 編 (工場の設置)

1. 工場の設置許可申請書 記載要領

◎ 申請者の住所及び氏名

申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載してください。

◎ 担当者連絡先

当該許可申請書の内容（技術的な部分を含む）について、統括的に把握している者を記載するものとし、法人の内外を問いません。

1 工場の名称

施行規則第 28 条に規定に該当する工場の名称を記載してください。

同一敷地内に名称が異なる複数以上の工場がある場合は、敷地を統括する工場の名称を記載してください。

2 工場の所在地

施行規則第 28 条に規定に該当する工場がある敷地の地名地番を記載してください。

筆数が多くて欄内に記載しきれない場合は、代表地番を記載し「外〇〇筆」としてください。

3 業種

日本標準産業分類（総務省）の小分類若しくは細分類の項目名で記載してください。

4 別紙 1 (いおう酸化物発生施設を設置する工場の概要)

(1) 「いおう酸化物発生施設の種類」欄は、施行規則別表第 2 の掲げる区分により記載してください。

(2) 「設置、変更、廃止予定年月日」欄については、該当事項を記載の上その年月日を記載してください。

(3) 「燃料原料の使用量の最大」欄は、バーナー等の最大能力で記載してください。

(4) 「排出ガス」、「いおう酸化物の排出量」、「ばいじん濃度」及び「窒素酸化物の濃度」欄の「最大」、「通常」は、燃料原料の使用量の「最大」、「通常」と対応させてください。

(5) 「いおう酸化物の処理施設及び捕集効率」欄は、排煙脱硫装置の種類及び捕集効率を記載してください。

(6) 「いおう酸化物の排出量」欄は、次式により算出してください。（液体及び固体燃料）

$$q = 0.7 \times \frac{S}{100} \times V$$

排煙脱硫施設のある場合

$$q = 0.7 \times \frac{S}{100} \times V \times \left(1 - \frac{P}{100}\right)$$

q : いおう酸化物排出量 (N m³ / 時)

S : 燃料中いおう分 (重量比%)

V : 使用燃料量 (kg / 時)

P : 排煙脱硫の効果 (%)

- (7) 煙突に傘のある場合は、「排出条件の頂口径」欄にその旨を記載すること。
- (8) 「届出」欄は、大気汚染防止法、福岡県公害防止条例及びその他の規定に基づく届出の有無について記載してください。
- (9) 「※規制値等」欄は、記載しないでください。

5 別紙2 (一定量の排水がある工場の概要)

- (1) 「製造施設の名称」欄は、汚水等 (汚水又は廃液) を排出する施設について全て記載してください。
- (2) 「設置、変更、廃止予定年月日」欄については、該当事項を記載の上その年月日を記載してください。
- (3) 汚水等処理施設が2つ以上ある場合は、それぞれどの製造施設からの汚水等を処理するものであるか明らかにしてください。
- (4) 「排水の汚染の状態及び排水の量」欄については、次のとおり記載してください。
 - ① 汚水等処理施設が2つ以上ある場合は、汚水等処理施設ごとに処理前及び処理後の水量及び水質を記載してください。
 - ② 排水口が2つ以上ある場合は、排水口ごとに水量及び水質を記載すること。
- (5) 「負荷量の最大」欄は、水量の最大値と水質の最大値の積を記載してください。

2. 提出書類の作成要領

1 施行規則第 28 条第 1 号に規定する工場の設置（変更）の場合

(1) 工場の位置図

主要な河川や道路等との位置関係により工場の位置が分かる地図(任意縮尺)

工場敷地内の建築物の配置が分かる図面(任意縮尺)

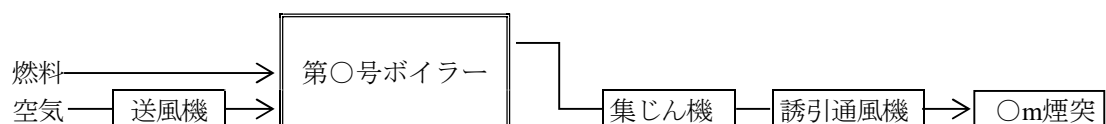
(2) いおう酸化物発生施設の配置図

いおう酸化物発生施設の配置が分かる図面（任意縮尺）

(3) いおう酸化物発生施設の構造図

いおう酸化物発生施設の各部分の機能が分かるように、各部の名称や働きをできる限り記載すること。

(4) いおう酸化物の処理系統の概要図



(5) 生活環境の保全対策について記載した書類

福岡県環境保全対策技術指針により作成した環境影響評価書

(6) その他知事が必要と認める図面及び書類

2 規則第 28 条第 2 号に規定する工場の設置（変更）の場合

(1) 操業の概要書

生産開始予定日	年 月
生産能力	単位／日(月)
生産量	単位／年(日)
水使用量	m ³ /日
排水量	m ³ /日
従業員数	名
主要製品	
操業時間	

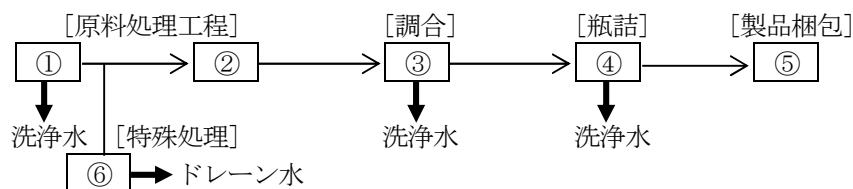
(2) 用途別用水量を明らかにした書類

用途別 (m ³ /日)							
ボイラー用水	原料水	製品処理水	洗浄用水	冷却用水	生活雑用水	その他	合計

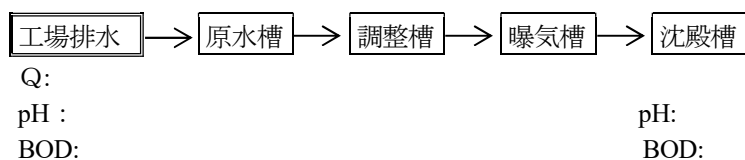
給水方法 上水道： m³/日 地下水： m³/日

(3) 主要機械及び主要装置の配置図

(4) 操業の系統の概要図



(5) 汚水等の処理の系統の概要図



(6) 汚水等処理施設の設計計算書及び設計図

処理施設の能力を証明するために、他の同類の処理施設の処理実績の添付を求めることがあります。

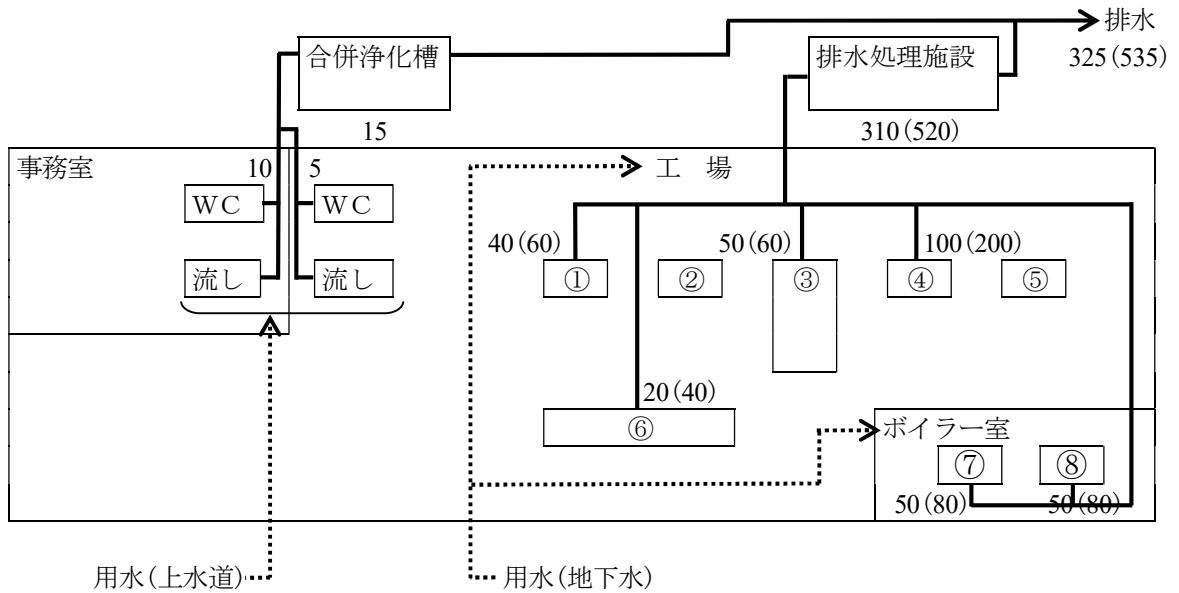
(7) 排水量の計算書及び測定方法を明らかにした書類

① 排水量の計算書

	施設の名称	平均(m ³ /日)	最大(m ³ /日)	用途
①				原料処理用水
③				
④				
⑥				
⑦	1号ボイラー			ボイラー用水
⑧				
	合計			

②測定方法…測定的位置、測定機器の名称

(8) 用水及び排水の系統を示す図面



(9) 工場周辺の見取図

主要な河川や道路等との位置関係により工場の位置が分かる地図(任意縮尺)
工場敷地内の建築物の配置が分かる図面(任意縮尺)

(10) 生活環境の保全対策について記載した書類

福岡県環境保全対策技術指針により作成した環境影響評価書

(11) その他知事が必要と認める図面及び書類

V 様式編

1. 届出・許可申請様式

◎開発の行為事前協議申出書（宅地の造成）	2 9
◎開発の行為 計画概要書	3 1
◎開発の行為届出(通知)書（宅地、墓園、スポ・レク施設用地の造成）	3 3
◎開発の行為届出(通知)書（土石の採取、鉱物の掘採）	3 5
◎開発の行為届出(通知)書（水面の埋立て）	3 7
◎開発の行為許可申請(協議)書（宅地の造成）	3 9
◎開発の行為許可申請(協議)書（水面の埋立て）	4 1
◎工場の設置許可申請(協議)書	4 3
◎別紙1（いおう酸化物発生施設を設置する工場の概要）	4 4
◎別紙2（一定量の排水がある工場の概要）	4 5

2. 変更届出様式

◎氏名等変更届出書	4 6
-----------	-----

3. 各種報告様式

◎工事着手報告書	4 7
◎施工状況報告書	4 8
◎工事完了報告書	4 9

開発の行為事前協議申出書

(宅地の造成)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者

住 所

氏名

(記名押又は署名)

福岡県環境保全に関する条例施行規則第31条の規定により、開発の行為について、次のとおり事前協議を申出ます。

1 開発の行為の種類 宅地の造成 (住宅の用途に供する土地造成)

2 行為予定地の概要

所在地									
地目別面積		宅地	田畑	山林	保安林	原野	池沼・ため池	その他	計
	m ²								
	%								
立地条件	(1) 自然公園及び自然環境保全地域 有 無 () (2) 都市計画 ア 市街化地域 イ 市街化調整区域 ウ 未線引区域 エ 用途地域 () オ 都市計画区域外 (3) その他の法令等 ア 森林法 イ 河川法 ウ 砂防法 エ 農地法 オ 道路法 カ 都市計画法 キ 文化財保護法 ク 採石法 コ 土地区画整理法								
用地取得	取得	%	未取得	%					

3 計画の目的及び基本方針

4 計画の概要

(1) 土地利用計画

住宅団地	面積(m ²)	%	備 考
住宅用地			区画、平均区画面積 m ² /区画
道路用地			幅員W=
公園緑地			公園 ヶ所、 m ² (%) 緑地 m ² (%)
その他			
合計			

5 給排水計画

(1) 給水計画

(2) 雨水排水

(3) 汚水排水（し尿、雑排水）

6 樹木の有無と保全

7 表土の保全

8 法定外公共物（道路法、河川法の適用を受けない道路、水路）

9 その他

(添付図面)

- 1 位置図（縮尺 1/50,000 程度）方位
- 2 現況図（縮尺 1/3,000 以上）行為地の地形及び植生の状況ならびに里道、水路を明確にしたもの。
- 3 現況写真（撮影位置、撮影方向を現況図に記載）行為地及びその付近の状況を明らかにしたもの。
- 4 土地利用計画図（縮尺 1/3,000 以上）行為の内容及び排水先、給水取付、進入道路等を明確にしたもの。

開発の行為 計画概要書

開発の行為者	所在地		〒		
	事業者名		TEL		
連絡担当者	会社名	担当者	TEL		
開発行為の種類	1 宅地の造成 2 ゴルフ場の造成 3 その他 ()				
行為予定地			団地名		
			ゴルフ場名		
地元との協議	無・有				
行為 予定 地 の 概 要	地 目 別 面 積	宅地	無・有 (m ²) 種類1 種類2		
		田畑	無・有 (m ²) 1農地転用 無・有事(受意内) 本申(受進許) 2農用地除外認可年月日 年 月 日		
		山林	無・有 (m ²) 1天然林 2人工林 3かん林 4果樹園 5雑木林 6		
		保安林	無・有 (m ²) 1保安林解除申請 無・有 2		
		原野	無・有 (m ²) 1草原 2湿原 3		
		池沼・ ため池	無・有 (m ²) 1農業用 湖・沼 2漁業用 湖・沼		
		その他			
		現況 の 概 要			
公園区域	無・有 1県立自然公園 () (特1・特2・特3・普通) 2国定公園 () (特1・特2・特3・普通)				
都市計画	都市計画区域 (1都市計画区域内 2準都市計画区域内 3都市計画区域外) 区域区分 (1市街化区域 2市街化調整区域 3非線引き) 用途地域 (1低・2低住・1中高・2中高・1住・2住・準住・近商・商・準工 ・工・工専・用途地域の指定のない区域)				
鳥獣保護区	無・有 (特別・普通・休猟区)	文化財	無・有 ()		
関連 法令等	1森林法 2河川法 3砂防法 4農地法 5農振法 6都市計画法 7道路法 8文化財保護法 9採石法 10土地区画整理法 11 12				

用地取得		取得	%	未取得	%
計	用途	面積	割合	備考	
	住宅用地	m ²	. %	住宅地 区画、その他 区画	
	ゴルフ場用地	m ²	. %	ホール、コース長 m	
	道路用地	m ²	. %		
	公園用地	m ²	. %	箇所	
	残地森林	m ²	. %		
	造成緑地	m ²	. %		
	調整池・水面	m ²	. %	箇所	
	その他	m ²	. %		
	合計	m ²	100.0%		
	開発区域の面積	m ²	. %	(改変を伴う部分の面積)	
画	給水	上水道 ()			
	計画	専用水道 (井戸 上水道) その他			
概要	雨水	調整地 無・有 (新設 箇所、既設 池利用) 放流先			
	汚水	1 合併処理 放流河川名 2 し尿汲み取り 雑排水処理			
	水	3 公共下水道 下水道名 下水道			
	切土	1 場内バランス m ³			
開削	2 場内搬入 m ³				
	3 場外搬出 m ³				
	樹木	自然緑地 (ha)、植林地 (ha)、緑化率 %			
保存	伐採方法				
国有財産	里道	無・有 (付替え m ² 、 廃止 m ²)			
	水路	無・有 (付替え m ² 、 廃止 m ²)			
問題点					

開発の行為届出（通知）書

（宅地、墓園、スポ・レク施設用地の造成）

年 月 日

福岡県知事 殿

届出（通知）者

住 所

氏 名

福岡県環境保全に関する条例第25条第1項（第26条）の規定に基づき、次のとおり届出（通知）します。

- 1 開発の行為の種類 [(具体的な開発の内容、名称)]
- ・宅地の造成
 - ・墓園の造成
 - ・スポーツ・レクリエーション施設用地の造成

2 行為地の名称及び地番

3 行為地及びその付近の状況

予 定 地 の 現 況	植生自然度区分面積 (㎡)		地目別面積 (㎡)		土地利用計画別面積 (㎡)			
	10	自然草原		宅地		都 市 計 画 区 画	都市計画区域	
9	自然林		田畑		準都市計画区域			
8	二次林（自然林に近いもの）		山林		都市計画区域外			
7	二次林		保安林		市街化区域			
6	植林地		原野		市街化調整区域			
5	二次草原（背の高い草原）		池、沼、溜池		非線引区域			
4	二次草原（背の低い草原）		その他		農用地区域			
3	農耕地（樹園地）				森 林 区 域		国有林	
2	農耕地水田畑地 緑の多い住宅地						地域対象民有林	
1	市街化地						保安林	
その他	自然裸地、開放水域、不明区分				自 然 公 園	第1種特別地域		
						第2種特別地域		
						第3種特別地域		
						普通地域		
							自然環境保全地域	
	計				計		最高高さ（標高）	m

4 開発の行為の必要性

5 土地利用計画

土地 利 用 計 画	区 分	建築物敷地		公園緑地			道路	水面	その他	合計
		住宅	その他	公園	既存緑地	造成緑地				
	面積(m ²)									
	割合(%)									100.0
備 考	宅地区画数 ()区画)、平均宅地区画面積 (m ² /区画) 開発区域の面積 (m ²)									

6 開発の行為の方法

切土、開削、	切土・開削	m ²		切土、開削及び盛土面積計(A)	開発区域全体面積(B)		A/B
盛土面積	盛土	m ²		m ²	m ²		%
土 量	切土・開削	m ³		盛土	m ³		搬出・搬入土量 m ³
木竹の伐採	現況樹林地	m ²		伐採面積	m ²		
給水計画	・ ()市・町上水道 ・井戸 ・専用水道				計画給水量 m ³ /日		
排 水	雨 水	排水経路			調整池 の 数	()か所	排水 河川名
	汚 水	排水経路			放流量	m ³ /日	
		処理施設の 規模と能力	()人槽			放流水質	BOD mg/L
		()m ³ /日					

7 開発の行為の着手及び完了の予定日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

8 開発の行為が自然環境に及ぼす影響

9 自然環境の破壊の防止策及び植樹等の自然の回復策

10 届け出た開発の行為の計画又はその概要を作成する際に、当該計画又はその概要と比較検討するために作成し、又は作成しようとした開発の行為の計画又はその概要の有無

11 関連法令による手続の進捗状況

開発の行為届出（通知）書

（土石の採取、鉱物の掘採）

年 月 日

福岡県知事 殿

届出（通知）者

住 所

氏 名

福岡県環境保全に関する条例第25条第1項（第26条）の規定に基づき、次のとおり届出（通知）します。

1 開発の行為の種類 (ア) 土石の採取 (イ) 鉱物の掘採

2 行為地の名称及び地番

3 行為地及びその付近の状況

予 定 地 の 現 況	植生自然度区分面積 (㎡)		地目別面積 (㎡)		土地利用計画別面積 (㎡)		
	10	自然草原		宅地		都市計画区域	
9	自然林		田畑		都市計画区域外		
8	二次林（自然林に近いもの）		山林		市街化区域		
7	二次林		保安林		市街化調整区域		
6	植林地		池、沼、溜池		非線引区域		
5	二次草原（背の高い草原）		その他		農用地区域		
4	二次草原（背の低い草原）				森林	国有林	
3	農耕地（樹園地）				自然	地域対象民有林	
						保安林	
						第1種特別地域	
2	農耕地水田畑地 緑の多い住宅地				公園	第2種特別地域	
						第3種特別地域	
1	市街化地				自然環境保全地域		
その他	自然裸地、開放水域、不明区分						
計			計		最高高さ（標高）	m	

4 開発の行為の必要性

5 土地利用計画

	面積 (m ²)	割合 (%)	備 考
採取(掘採)区域の面積			
そ の 他			
計			

6 開発の行為の方法

露天掘 (グローリーホール掘採、傾斜面掘採、階段掘)

採取鉱物(岩石)の種類			
掘採(採取)設備(数)			
搬出経路及び方法			
雨 水 排 水	排水経路	(調整池 か所)	排水河川

7 開発の行為の着手及び完了の予定日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

8 開発の行為が自然環境に及ぼす影響

9 自然環境の破壊の防止策及び植樹等の自然の回復策

10 届け出た開発の行為の計画又はその概要を作成する際に、当該計画又はその概要と比較検討するために作成し、又は作成しようとした開発の行為の計画又はその概要の有無

11 関連法令による手続の進捗状況

開発の行為届出（通知）書

（水面の埋立て）

年 月 日

福岡県知事 殿

届出（通知）者

住 所

氏 名

福岡県環境保全に関する条例第25条第1項（第26条）の規定に基づき、次のとおり届出（通知）します。

1 開発の行為の種類 水面の埋立て（港湾・漁港・その他）

2 行為地の名称及び地番

3 行為地及びその付近の状況（後背地等）

4 開発の行為の必要性

5 土地利用計画（市町村ごとに作成）

	面積 (㎡)	割合 (%)	備 考
ふ 頭 用 地			
港湾（漁港）関係用地			
都市再開発用地			
工 業 用 地			
危険物取扱施設			
都市機能用地			
レクリエーション施設用地			
緑 地			
交通機能用地			
そ の 他			
計			

6 開発の行為の方法

埋立用材の種類・量	
主要作業機械	

7 開発の行為の着手及び完了の予定日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

8 開発の行為が自然環境に及ぼす影響

9 自然環境の破壊の防止策及び植樹等の自然の回復策

10 関連法令による手続の進捗状況

公有水面埋立法	
港湾法	
漁港法	
海岸法	
都市計画法	

開発の行為許可申請（協議）書

（宅地の造成）

年 月 日

福岡県知事 殿

申請（協議）者

住 所

氏 名

（記名押印又は署名）

福岡県環境保全に関する条例第28条（第1項・第4項・第29条）の規定に基づき、次のとおり申請（協議）します。

1 開発の行為の種類 宅地の造成 [(具体的な開発の内容、名称)]

2 行為地の名称及び地番

3 行為地及びその付近の状況

	植生自然度区分面積 (㎡)		地目別面積 (㎡)		土地利用計画別面積 (㎡)	
	予 定 地 の 現 況	10	自然草原	宅地		都市計画区域
9		自然林	田畑		都市計画区域外	
8		二次林（自然林に近いもの）	山林		市街化区域	
7		二次林	保安林		市街化調整区域	
6		植林地	原野		非線引区域	
5		二次草原（背の高い草原）	池、沼、溜池		農用地区域	
4		二次草原（背の低い草原）	その他		森	国有林
3		農耕地（樹園地）			林	地域対象民有林
2		農耕地水田畑地 緑の多い住宅地			保安林	
1		市街化地			自然	第1種特別地域
その他		自然裸地、開放水域、不明区分			公園	第2種特別地域
					園	第3種特別地域
						普通地域
					自然環境保全地域	
	計		計		最高高さ（標高）	m

4 開発の行為の必要性（計画概要）

5 土地利用計画

土地 利 用 計 画	区 分	建築物敷地		公園緑地			道路	水面	その他	合計
		住宅	その他	公園	既存緑地	造成緑地				
	面積(m ²)									
	割合(%)									100.0
備 考	宅地区画数 ()区画)、平均宅地区画面積 (m ² /区画) 開発区域の面積 (m ²)									

6 開発の行為の方法

切土、開削、	切土・開削	m ²		切土、開削及び盛土面積計(A)	開発区域全体面積(B)		A/B
盛土面積	盛 土	m ²		m ²	m ²		%
土 量	切土・開削	m ³		盛土	m ³		搬出・搬入土量 m ³
木竹の伐採	現況樹林地		m ²		伐採面積 m ²		
給水計画	・ ()市・町上水道 ・井戸 ・専用水道					計画給水量 m ³ /日	
排 水	雨 水	排水経路			調整池 の 数	()か所	排水 河川名
	汚 水	排水経路			放流量	m ³ /日	
		処理施設の 規模と能力	()人槽			放流水質	BOD mg/L
		()m ³ /日					

7 開発の行為の着手及び完了の予定日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

8 開発の行為が自然環境及び生活環境に及ぼす影響

9 自然環境保全対策、生活環境の保全対策及び植樹等の自然の回復策

10 届け出た開発の行為の計画又はその概要を作成する際に、当該計画又はその概要と比較検討するために作成し、又は作成しようとした開発の行為の計画又はその概要の有無

11 関連法令による手続の進捗状況

開発の行為許可申請（協議）書

（水面の埋立て）

年 月 日

福岡県知事 殿

申請（協議）者

住 所

氏 名

（記名押印又は署名）

福岡県環境保全に関する条例第28条（第1項・第4項・第29条）の規定に基づき、次のとおり申請（協議）します。

1 開発の行為の種類 水面の埋立て（港湾・漁港・その他）

2 行為地の名称及び地番

3 行為地及びその付近の状況（後背地等）

4 開発の行為の必要性

5 土地利用計画（市町村ごとに作成）

	面積 (㎡)	割合 (%)	備 考
ふ 頭 用 地			
港湾（漁港）関係用地			
都市再開発用地			
工 業 用 地			
危険物取扱施設			
都市機能用地			
レクリエーション施設用地			
緑 地			
交通機能用地			
そ の 他			
計			

6 開発の行為の方法

埋立用材の種類・量	
主要作業機械	

7 開発の行為の着手及び完了の予定日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

8 開発の行為が自然環境及び生活環境に及ぼす影響

9 自然環境の保全対策、生活環境の保全対策及び植樹等の自然の回復策

10 関連法令による手続の進捗状況

公有水面埋立法	
港湾法	
漁港法	
海岸法	
都市計画法	

工場の設置許可申請（協議）書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請（協議）者

住 所

氏 名

（記名押印又は署名）

担当者連絡先 所 属

氏 名

T E L

福岡県環境保全に関する条例第28条（第1項・第4項・第29条）の規定に基づき、次のとおり申請（協議）します。

1. 工 場 の 名 称		
2. 工 場 の 所 在 地		
3. 業 種		
4. 施行規則第28条第1号 に規定する工場 (いおう酸化物発生施設を設置する工場)	(1) いおう酸化物発生施設の種類の	別紙1 のとおり
	(2) いおう酸化物発生施設の構造	
	(3) いおう酸化物発生施設の使用の方法	
	(4) いおう酸化物の処理の方法	
	(5) いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量	
5. 施行規則第28条第2号 に規定する工場 (一定量の排水がある工場)	(1) 製造施設の名称	別紙2 のとおり
	(2) 製造施設の使用の方法	
	(3) 汚水又は廃液の処理の方法	
	(4) 排水の汚染状態	
	(5) 排水の量	

別紙2：一定量の排出水がある工場の概要

工場の名称		従業員数	(人)	出荷額	(千円/年)
-------	--	------	-----	-----	--------

製造施設の名称		製造施設の使用の方法					参考事項	
名称	設置、変更、廃止 (予定)年月日	使用原材料及び薬剤			作業時間		製造品目	
		種類及び名称	1日当たりの 使用量	用途	1日当 たりの 時間	季節的 変動	種類又は 名称	製造量 (t/年)

汚水等の処理の方法											
製造施設 の名称	汚水等 の量	汚水処理施 設の名称	型式	設置・変 更・廃止 (予定) 年月日	処理 能力 (最大m ³ /日)	処理 方法	使用消耗資材及び薬剤			使用時間	
							種類又は 名称	1日当たり の使用量	用途	1日当たり の時間	季節的変動

排水の汚染状態及び排水の量											参考事項		
区 分		水 質									負 荷 量		
		水 量 (m ³ /日)		pH	BOD(COD) (mg/l)		SS (mg/l)		(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	BOD (COD) (kg/日)	SS (kg/日)
		通常	最大		最小~最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大		
処 理 前	処理施設の名称												
	合計												
処 理 後	処理施設の名称												
	合計												
排 水 口 の 名 称													
	合計												

氏名等変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届 出 者
住 所
氏 名

〔・住所(主たる事務所の所在地)
・氏名(名称・代表者の氏名)
・行為地の名称・地番
・工場の名称・所在地〕に変更があつたので、福岡県環境保全に関する条例

施行規則〔・第26条の2第1項
・第34条第1項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類		
届出・許可年月日	年 月 日	
届出・許可番号	第 号	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
連 絡 先		
備 考		

工事着手報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

事 業 者
住 所
氏 名

開発の行為に関する工事に着手したので、下記のとおり報告します。

記

(1) 開発の行為の種類

(2) 開発の行為地

(3) 開発の行為の面積 m^2

(4) 開 発 許 可 年 月 日、 自第 号

(5) 工事着手年月日 年 月 日

(6) 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

(7) 工 事 施 工 者 住所
名称 tel

(8) 工 事 管 理 者 住所
氏名 tel

(9) 主 任 技 術 者 住所
氏名 tel

施工状況報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

事 業 者
住 所
氏 名

開発の行為に関する工事の施工状況について、下記のとおり報告します。

記

(1) 開発の行為の種類

(2) 開発の行為地

(3) 開発の行為の面積 m^2

(4) 開 発 許 可 年 月 日、 自第 号

(5) 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

(6) 施 工 状 況

工事完了報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

事 業 者
住 所
氏 名

開発の行為に関する工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

(1) 開発の行為の種類

(2) 開発の行為地

(3) 開発の行為の面積 m^2

(4) 開発許可 年 月 日、 自第 号

(5) 工事完了年月日 年 月 日

(6) 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

VI 参考資料

福岡県環境保全に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、環境の保全を総合的に推進し、もつて県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本責務）

第2条 何人も、環境の保全が現在及び将来における県民の健康で文化的な生活の享受のために欠くことのできないものであることを認識し、環境への負荷（人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。以下同じ。）をできる限り低減すること等によつてその保全が行われるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（届出等）

第25条 自然公園法第2条第一号に規定する自然公園の区域並びに自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域及び同法22条第1項の自然環境保全地域並びに保全地域に含まれない区域内において、規則で定める宅地の造成その他の開発の行為をしようとする者は、その行為に着手しようとする日の30日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合は、次の各号に掲げる事項を調査し、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

- 一 開発の行為の必要性に関すること。
- 二 開発の行為をしようとする地域の自然環境の現況に関すること。
- 三 開発の行為が自然環境に及ぼす影響に関すること。
- 四 自然環境の破壊の防止策及び植樹等の自然の回復策に関すること。
- 五 その他規則で定める事項に関すること。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

4 知事は、当該開発の行為をしようとする地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(国等に関する特例)

第 26 条 国等は、前条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(自然環境保全協定の締結等)

第 27 条 知事は、規則で定める宅地の造成その他の開発の行為をしようとする者と、自然環境の破壊の防止、植生の回復その他自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定（以下「自然環境保全協定」という。）を締結するよう努めなければならない。

2 知事は、自然環境保全協定を締結したときは、その履行の確保について必要な措置を講ずるものとする。

(工場設置等の規制)

第 28 条 第 3 章及び前章の規定に定めるもののほか、生活環境の保全に著しい影響を及ぼすおそれのある規則で定める工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他規則で定める事由により生活環境の保全に著しい影響を及ぼすおそれがある場合を除いて、許可をしなければならない。

3 第 1 項の許可には、生活環境を保全するために必要な限度において、条件を付することができる。

4 前 3 項の規定は、第 1 項の許可に係る行為の変更について準用する。ただし、軽微な変更であつて、規則で定めるものは、この限りでない。

(国等に関する特例)

第 29 条 国等が行う行為については、前条第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

福岡県環境保全に関する条例施行規則（抜粋）

(宅地の造成その他の開発の行為)

第 23 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める宅地の造成その他の開発の行為は、別表第 1 に掲げる行為とする。

(準用)

第 24 条 前条の規定は、条例第 27 条第 1 項の規定で定める宅地の造成その他の開発の行為について準用する。この場合において、別表第 1 中「3ha」とあるのは「5ha」と読み替えるものとする。

(開発の行為に関する届出書)

第 25 条 条例第 25 条第 1 項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書によつてしなければならない。

- 一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 開発の行為の種類
 - 三 開発の行為の必要性
 - 四 行為地の名称、地番及び地目
 - 五 行為地及びその付近の状況
 - 六 開発の行為の方法
 - 七 開発の行為の着手及び完了の予定日
 - 八 開発の行為が自然環境に及ぼす影響
 - 九 自然環境の破壊の防止策及び植樹等の自然の回復策
 - 十 届け出た開発の行為の計画又はその概要を作成する際に、当該計画又はその概要と比較検討するために作成し、又は作成しようとした開発の行為の計画又はその概要の有無
 - 十一 関係法令による手続の進ちよく状況
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の概況図及び天然色写真
 - 三 開発の行為の内容を明らかにした縮尺 3 千分の 1 以上の平面図
 - 四 開発の行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺 3 千分の 1 以上の図面
 - 五 自然環境の保全対策について記載した書類
 - 六 その他知事が必要と認める図面及び書類
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当該開発の行為が、条例第 28 条第 1 項の規定による知事の許可を要するものである場合は、第 32 条第 1 項の規定による許可申請書を第 1 項の規定による届出書とみなす。

（開発の行為に関する調査事項）

第 26 条 条例第 25 条第 2 項第五号の規則で定める事項は、同条第 1 項の届出があつた開発の行為に関する代替案とする。

（氏名等の変更）

第 26 条の 2 条例第 25 条第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る開発の行為を終了するまでの間に、住所若しくは氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）又は行為地の名称若しくは地番に変更があつたときは、当該変更があつた日から 30 日以内に、その旨を知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出は、氏名等変更届出書（様式第一号）により行うものとする。

（工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為）

第 28 条 条例第 28 条第 1 項の規則で定める工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為は、次のとおりとする。

- 一 いおう酸化物発生施設を設置する工場（継続的に一定の業務としての物の製造又は

加工のために使用される施設をいう。以下同じ。)であって次に掲げるものの設置
イ いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸
化物の量(1時間当たりの最大量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したも
のをいう。以下同じ。)が10 m³以上である工場

ロ いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸
化物の量が増加し、10 m³以上となる工場

二 次に掲げる工場(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条
第1項に規定する関係府県の区域に含まれる福岡県の区域において同項の規定する特
定施設を設置する工場を除く。)の設置

イ 1日の通常の排出水の量が300 m³以上である工場

ロ 1日の通常の排出水の量が増加し、300 m³以上となる工場

三 宅地の造成(住宅の用途に供する土地造成に限る。以下この条において同じ。)開
発区域の面積が5ha(標高100m以上の土地を含む場合にあっては、3ha)以上のもの
(同一人が、既に造成した宅地に隣接して宅地を造成する場合は、開発した区域と新
たに開発しようとする区域の面積の合計が5ha(標高100m以上の土地を含む場合にあ
つては、3ha)以上となる場合を含む。)

四 水面の埋立て 埋立ての面積が100ha以上のもの

五 ゴルフ場の造成 開発区域の面積が3ha以上のもの

(事前協議)

第31条 条例第28条第1項の規定による第28条第三号又は第五号の開発の行為の許可
を受けようとする者は、当時許可の申請をする前にあらかじめ、当該開発の行為につい
て知事に協議することができる。この場合において、知事に協議する旨の申出は、書面
により行わなければならない。

(開発の行為に関する許可申請書)

第32条 条例第28条第1項の規定による第28条第三号、第四号又は第五号の開発の行
為の許可を受けようとする者は、第25条第1項各号に掲げる事項を記載した許可申請書
を知事に提出しなければならない。この場合において、同項第一号中「届出者」とある
のは「申請者」と、同項第八号中「自然環境」とあるのは「自然環境及び生活環境」と、
同項第九号中「自然環境の破壊の防止策」とあるのは「自然環境の保全対策及び生活環
境の保全対策」と読み替えるものとする。

2 前項の許可申請書には、第25条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。
この場合において、同項第五号中「自然環境の保全対策」とあるのは「自然環境の保全
対策及び生活環境の保全対策」と読み替えるものとする。

(生活環境の保全に影響を及ぼす事由)

第32条の2 条例第28条第2項の規則で定める事由は、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物
の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭とする。

(軽微な変更)

第33条 条例第28条第4項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げると
おりとする。

一 条例第28条第1項の規定により許可を受けた第28条第一号の工場に係る次に掲げ

る変更

イ 第 29 条第 1 項第三号から第八号までに掲げる事項の変更を伴わない変更

ロ いおう酸化物発生施設の増設及び第 29 条第 1 項第四号から八号までに掲げる事項の変更を伴う変更であって、いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量の増加が 3 m³に満たないもの

二 条例第 28 条第 1 項の規定により許可を受けた第 28 条第二号の工場に係る次に掲げる変更

イ 第 30 条第 1 項第三号及び第五号から第八号までに掲げる事項の変更を伴わない変更
ロ 第 30 条第 1 項五号から第八号までに掲げる事項の変更を伴う変更であって、1 日の通常の排出水の量の増加が 100 m³に満たないもの

ロ 第 30 条第 1 項第五号から第八号までに掲げる事項の変更を伴う変更であって、1 日の通常の排出水の量の増加が 100 m³に満たないもの

三 条例第 28 条第 1 項の規定により許可を受けた第 28 条第三号から第五号までの開発行為に係る次に掲げる変更

イ 第 25 条第 1 項第二号及び第六号並びに第 32 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 25 条第 1 項第八号及び第九号に掲げる事項の変更を伴わない変更

ロ 環境への負荷が増加しないことが明らかであると認められる変更

(氏名、工場の名称等変更届出)

第 34 条 条例第 28 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該開発の行為を終了するまでに、住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）、工場の名称若しくは所在地又は行為地の名称若しくは地番に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、氏名等変更届出書（様式第一号）によってしなければならない。

(許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第 37 条 条例第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項第六号若しくは第 28 条第 1 項の規定による許可を受けた行為又は条例第 18 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、第 11 条第 2 項、第 18 条第 2 項、第 22 条、第 25 条第 2 項（第 32 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）第 29 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面（以下この条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第 1 項に該当するもののほか、条例第 16 条第 3 項若しくは第 17 条第 3 項第六号の規定による許可の申請又は条例第 16 条第 8 項若しくは第 18 条第 1 項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

別表第1

- 1 宅地（主として建築物の建築の用に供する一団の土地をいう。以下同じ。）の造成 開発区域の面積が3ha以上のもの
- 2 水面の埋立て 埋立ての面積が3ha以上のもの
- 3 土石の採取 採取区域（福岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年福岡県規則第47号）別表第1第三号の採取区域をいう。）の面積が3ha以上のもの（陸域部分で行われるものに限る。）
- 4 鉱物の掘採 鉱業法第3条第1項に規定する鉱物の掘採で掘採区域（福岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の第四号の掘採区域をいう。）の面積が3ha以上のもの（露天掘りの方法によるものに限る。）
- 5 ゴルフ場の造成 開発区域の面積が3ha以上のもの
- 6 スポーツ・レクリエーション施設（野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、スキー場その他これらに類する施設をいう。）用地の造成 開発区域の面積が3ha以上のもの
- 7 墓園（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第4項に規定する墳墓の集合を包括する一団の土地をいう。）の造成 開発区域の面積が3ha以上のもの

《注意》

- ・福岡県環境保全に関する条例第25条規定中の「保全地域」は、同条例第13条で規定する、県が指定した自然環境保全地域のことである。